



COVID-19の蔓延に伴う税務、社会 保険、および、労務に関する重要政 策の最新情報

2020年4月



Content

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、COVID-19の影響を被った企業に対するベトナム政府の支援パッケージに関連する重要政策、および、COVID-19の蔓延に伴う労務問題についてご案内させていただきます。

2020年3月の弊社ニュースレターでご案内申し上げましたが、COVID-19に対処する事業活動の困難軽減・社会保障の確保のための緊急任務・措置に関するDirection 11/CT-TTgがベトナム政府から公布されました。首相指示に基づいて、税金、土地リース料、社会保険および労務に関わる以下のような具体的支援策が定められました。



税金および土地リース料の納付期限延長を定めるDecree 41/2020/ND-CP



COVID-19の影響を被った対象者による年金・遺族年金基金への保険料納付一時停止



COVID-19の影響を被った企業による労働組合経費分担金の納付期限延長



COVID-19蔓延に伴うその他労務規定

A. 税金および土地リース料の納付期限延長を定めるDecree 41/2020/ND-CP

現在の困難な状況で影響を被った企業への支援を目的とする税金および土地リース料の納付期限延長に関する2020年4月8日付け政令Decree 41/2020/ND-CPが政府から発行されました。この政令は署名日である2020年4月8日から施行されます。

1) 適用対象となるグループ

i. 以下の分野で活動する企業、組織、世帯、個人。

- a. 農業、林業および水産業。
- b. 食品の製造、加工。紡織。衣服製造。皮および関連製品の製造。木材加工および木材、竹からの製品（ベッド、タンス、テーブル、イスを除く）の製造。藁、稲株および編み材料からの製品の製造。紙および紙からの製品の製造。ゴムおよびプラスチックからの製品の製造。その他非金属鉱物からの製品の製造。金属の製造。機械加工。金属の処理およびコーティング。電子製品、コンピュータおよび光学製品の製造。自動車およびその他原動機付き車両の製造。ベッド、タンス、テーブル、イスの製造。
- c. 建設。

ii. 以下の経済分野で事業活動を行う企業、組織、世帯、個人。

- a. 運輸倉庫。宿泊および飲食サービス。教育および訓練。医療および社会的支援活動。不動産事業活動。
- b. 労働および雇用サービス活動。旅行代理店活動、ツアー事業およびツアーの広告そして手配に関連する支援サービス。
- c. 創作活動、芸術および娯楽活動。図書館、記録保管、博物館およびその他文化活動。スポーツ、娯楽遊戯活動。映写活動。

Decision 27/2018/QD-TTgによる産業分野コード詳細は本ニュースレターの最後に別添1としてまとめてあります。

iii. 発展を優先する裾野産業製品の製造活動をする企業、組織、世帯、個人。重点分野の機械製品。

iv. 現行規定による小企業、零細企業。

v. ベトナム国家銀行の規定によりCovid-19の影響を被った企業、組織、個人の顧客に対する支援策を実施する信用機関、外国銀行の支店。



2) 適用対象となる税金、土地リース料および延長期間

納付期限延長の適用対象となる条件を満たす場合、税目毎の延長期間は以下の通りとなります。

i. 輸入付加価値税を除く付加価値税(VAT)

納税期限が5か月延長されます。具体的には以下の通りです。

月次申告の場合：

- 2020年3月期：期限は2020年9月20日。
- 2020年4月期：期限は2020年10月20日。
- 2020年5月期：期限は2020年11月20日。
- 2020年6月期：期限は2020年12月20日。

四半期申告の場合：

- 2020年第1四半期：期限は2020年9月30日。
- 2020年第2四半期：期限は30/12/2020年12月30日。

期限延長の適用対象者となる場合であっても、期限延長は納付についてのみ適用されることに注意する必要があります。現行法の規定による付加価値税の月次または四半期の申告期限は延長されませんので、付加価値税の申告書は規定の期限までに提出する必要があります。

ii. 法人所得税

下記期間の納税期限が、規定による法人所得税の納税期限日から5か月延長されます。

- 2019年度確定申告による法人所得税の不足納税額。
- 2020年第1四半期および第2四半期の法人所得税納税額。

2019年度確定申告による法人所得税の不足納税額を既に納付済みの場合、納税済み法人所得税納税額を調整して、他税目の納税額に充当することができます。

iii. 土地リース料

規定による条件を満たす対象者について、2020年度土地リース料の納付期限が2020年5月31日から5か月延長されます。

3) 期限延長の申請手続き

期限延長の申請手続きに関しては、以下の点にご留意下さい。

- 期限延長の適用対象者となる納税者は、Decree 41/2020/ND-CPが定める様式による税金・土地リース料納付期限延長申請書を、月次または四半期申告書の提出と共に、管轄税務当局へ提出します(電子申告またはその他の方法で)。納付期限の延長を申請するすべての税目および土地リース料のすべての申告期間をまとめて1回で申請します。
- 納付期限延長申請書の提出期限は2020年7月30日です。この期限日後に提出した申請書は受け付けられません。
- 間違いなくDecree 41/2020/ND-CPが定める期限延長の適用対象者であることを納税者自身が自ら確認して自己責任を負います。税務当局からは、納付期限延長の承認に関して納税者への通知を行いません。
- 納税者が納付期限延長の対象者に該当しないことが税務当局に見つかった場合、納税者は、税務当局が改めて計算する不足納税額、罰金(該当する場合)、および、延滞金利を納付する必要があります。

この納付期限延長は、Covid-19の発生による困難に直面している多くの企業への支援となります。但し、期限延長は、自己申告および自己責任の原則に基づいていますので、正確性および税務当局に対して説明可能な証憑書類の準備を十分に考慮して、将来の税務調査に伴う不足納税額や罰金の発生を避けることが重要です。

現在、納付期限延長の申告様式は、電子申告納税ウェブサイト <https://thuementu.gdt.gov.vn> のシステム上に既に用意されていますので、ご参照下さい。



B. COVID-19の影響を被った対象者による年金・遺族年金基金への保険料納付一時停止

Covid-19の影響を受けた対象者による社会保険料納付の2020年6月末または12月末までの一時停止に関する2020年3月17日付けOfficial Letter 860/BHXH-BTがベトナム社会保険庁により発行されました。



1) 納付一時停止の対象者

- 旅客輸送、観光、宿泊、飲食サービスの各業界、および、Covid-19による困難に直面するその他特別な各業界に属する企業。
- 一時的に休職する必要のある社会保険加入労働者数が、事業一時停止前の総労働者数の50%以上となる企業。または、
- Covid-19により(土地の価額を含めない)総資産価額の50%超の損害を被った企業。



2) 納付一時停止の申請書類

- このOfficial Letterでは、年金・遺族年金基金への保険料納付一時停止の具体的な申請書類について明記されていませんが、各省・都市の管轄当局により、書類に関する詳細ガイダンス、書類提出のガイダンスとなるOfficial Letterが次々と発行されています(ハノイ市の社会保険局、労働・傷病兵・社会局および財政局による共同ガイダンス882/HDLN-BHXH-LDTB&XH-TC、ホーチミン市労働・傷病兵・社会局によるOfficial Letter 9739/SLDTBXH-LDなど)。
- 一方で、適用対象者や書類を明確にする詳細ガイダンスがまだない場合には、手続きを実施する前に、管轄地域の社会保険局へ個別に相談をする必要があります。

C. COVID-19の影響を被った企業による労働組合経費分担金の納付期限延長

Covid-19の影響を被った企業による労働組合経費分担金の納付期限6カ月または12カ月延長に関する2020年3月18日付けOfficial Letter 245/TLDが、ベトナム労働組合総連合から発行されました。



1) 納付期限延長の対象者

Covid-19の影響を被った企業(一時的に休職をする必要のある社会保険加入労働者数が、強制社会保険加入労働者総数の50%以上となる企業)。



2) 延長期限

条件を満たす企業は、2020年上半期の労働組合経費分担金について納付期限が2020年6月30日まで延長されます。もし延長期限になってもCovid-19が落ち着かず、企業の困難が続く場合には、期限が2020年12月31日まで延長されます。

このOfficial Letterでは、適用対象者および申請書類に関してこれ以上詳細には規定していませんので、適用申請の前に、労働組合へ直接問い合わせる必要があります。

D. COVID-19蔓延に伴うその他労務規定



新規労働許可証の発行一時停止

Covid-19が発生している国・地域から来る外国人労働者への新規労働許可証の発行一時停止を労働・傷病兵・社会省へ正式に要請する2020年3月10日付け決議Resolution 28/NQ-CPが政府から出されました。従って、現時点では、極めて多くの国および地域でCovid-19が蔓延していますので、外国人労働者の雇用需要を持つ多くの会社は、この決議に基づいて、その計画を一時的に中断されることとなります。本件に留意して、適切な事業計画の策定をすることが必要となります。

別添 1. Decree 41/2020/ND-CPが規定する業種に関するDecision 27/2018/QD-TTgに基づく標準産業分類コード

業種名	分類コード		
	レベル 2	レベル 4	
農業、林業、水産業	01		
食品の製造、加工	10		
紡織	13		
衣服製造	14		
皮および関連製品の製造	15		
木材加工および木材、竹からの製品（ベッド、タンス、テーブル、イスを除く）の製造；藁、稲株および編み材料からの製品の製造	16		
紙および紙からの製品の製造	17		
ゴムおよびプラスチックからの製品の製造	22		
	ゴムのチューブ、タイヤの製造；ゴムの再生タイヤ加工、製造	22	2211
	ゴムからのその他製品の製造	22	2219
	プラスチックからの製品の製造	22	2220
その他非金属鉱物からの製品の製造	23		

業種名		分類コード	
金属の製造		24	
	鉄、鋼、鋳鉄の製造	24	2410
	貴金属および非鉄金属の製造	24	2420
	鉄、鋼の鋳造	24	2431
	非鉄金属の鋳造	24	2432
機械加工；金属の処理およびコーティング			2592
電子製品、コンピュータおよび光学製品の製造		26	
	電子部品の製造	26	2610
	コンピュータおよびコンピュータ周辺機器の製造	26	2620
	通信機器の製造	26	2630
	民生用電子製品の製造	26	2640
	測定機器、試験装置、測位装置、制御装置の製造	26	2651
	時計の製造	26	2652
	医学、電気療法における放射線設備、電子装置の製造	26	2660
	光学設備および装置の製造	26	2670
	磁気および光学テープ、ディスクの製造	26	2680
自動車およびその他原動機付き車両の製造		29	
	自動車およびその他原動機付き車両の製造	29	2910

業種名		分類コード	
	自動車およびその他原動機付き車両、 トレーラーの車体の製造、および、トレー ラーの販売	29	2920
	自動車およびその他原動機付き車両の 部品および付属部品の製造	29	2930
ベッド、タンス、テーブル、イスの製造		31	
建設			
	各種建物の建設	41	
	居住用建設の建設	41	4101
	非居住用建物の建設	41	4102
	民生土木工事	42	
	鉄道工事	42	4211
	道路工事	42	4212
	電気工事	42	4221
	上下水道工事	42	4222
	通信、情報連絡工事	42	4223
	その他公益土木工事	42	4229
	水利工事	42	4291
	鉱業工事	42	4292
	加工、製造工事	42	4293
	その他民生土木工事	42	4299
	解体工事	43	4311
	整地工事	43	4312

業種名		分類コード	
	電気システムの設置	43	4321
	給排水システム、暖房および空調システムの設置	43	4322
	その他工事システムの設置	43	4329
	仕上工事	43	4330
	その他専門工事活動	43	4390
運輸倉庫		49	
宿泊および飲食サービス		55	
	短期宿泊サービス	55	5510
	その他宿泊施設	55	5590
	飲食店および移動販売飲食サービス	56	5610
	非恒常的な契約による顧客への飲食サービス提供	56	5621
	その他飲食サービス	56	5629
教育および訓練		85	
医療および社会的支援活動		86	
不動産事業活動		68	
労働および雇用サービス活動		78	
旅行代理店活動、ツアー事業およびツアーの広告そして手配に関連する支援サービス		79	
創作活動、芸術および娯楽活動		90	
図書館、記録保管、博物館およびその他文化活動		91	

業種名		分類コード	
スポーツ、娯楽遊戯活動		93	
映写活動			5914

(*) 上記の産業分類コードに関する情報は既存の情報であり、参考情報の目的でのみご利用頂くものです。規定による納付期限延長の適用対象の可否判断のために上記産業分類コードを適用、比較参照するに際しては、個別案件毎の注意深い検討、および、専門家への相談が必要になることにご留意下さい。

Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。 www.grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing
D +84 327 345 053
E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Bui Kim Ngan

Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com

